

富山市企業コンベンション開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市企業コンベンション開催事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業コンベンション

(ア) 企業が自社又はその関係会社の社員を対象として行う会議等

(イ) 産学連携に関する会議等

(ウ) 二社以上の企業が互いに連携を図りながら、ビジネス機会の創出を図るために行う会議等

(2) 会議等 会議、研修会、その他これに類するもの

(3) 産学連携 企業と大学等の教育機関・研究機関が連携し、互いに協力し、研究・技術教育等を行うもの

(4) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設（企業の研修所、合宿所、スポーツ施設に付随する宿所、バンガロー、ログハウス、キャンプ場、自社の所有する施設、少年自然の家などの青少年教育施設、その他これに類する施設を除く）

(補助金の交付)

第3条 市長は、企業コンベンションを誘致し、その開催を促進するため、当該企業コンベンションの開催事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる企業コンベンションは、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。

(1) 市内で開催されるものであること

(2) 企業が主催するものであること

(3) 県外から参加する者で、市内の宿泊施設に宿泊する者の延べ人数（以下「延べ宿泊人数」という。）が50人以上であること

(4) 福利厚生やレクリエーションが目的でないこと

(5) 開催会場において直接的に利益を得ようとするものでないこと

(6) 政治的活動、宗教的活動を目的とするものでないこと

(7) 公序良俗を害するものでないこと

(8) 収入の大部分を自治体の補助金及び負担金が占めるものでないこと

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第3号に規定する延べ宿泊人数に1,000円を乗じて得た額とし、1件当たり50万円を限度とする。

(複数年度にわたる企業コンベンション)

第6条 第4条に規定する企業コンベンションが複数年度にわたり開催される時、それぞれの年度において、当該期間分を申請するものとする。

(交付申請書の添付書類)

第7条 規則第4条第1項に規定する交付申請書(様式第1号)に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 開催要領

(4) 参加者名簿

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更等の承認申請)

第8条 補助金の事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市企業コンベンション開催事業補助金変更(交付・承認)申請書(様式第4号)により申請しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書(様式第5号)に添付する書類は、事業実績書(様式第6号)、収支決算書(様式第7号)のほかに、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊証明書(様式第8号)

(2) ほか市長が必要と認める書類

(変更等の承認申請と実績報告の特例)

第10条 第8条に規定する者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、規則第19条の規定により、規則第11条第1項に規定する変更の承認または交付の申請と、規則第12条に規定する実績報告を併合し富山市企業コンベンション開催事業補助金変更(交付・承認)申請書兼事業実績報告書(様式第9号)により報告するものとする。

(1) 当初の事業計画の趣旨を変更するものでないもの。

(2) 変更申請額が交付決定額を上回らないもの

(細則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。